

(※申請者は太枠内のみご記入ください。)

## プラネタリウム団体観覧申込書

記入日

令和 年 月 日

弘前市教育委員会 御中

申 込 団 体	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	— —
	担 当 者 氏 名	

下記のとおり、プラネタリウムの観覧を申し込みます。

記

観覧目的 の種別	<input type="checkbox"/> 弘前市教育委員会の主催行事（行事名 .....） <input type="checkbox"/> 弘前市内の学校、幼稚園、認定こども園、保育所による教育目的の観覧 <input type="checkbox"/> 上記以外の目的による観覧					
日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分 ~ 時 分					
観覧プログラム名						
観覧者数 (内 訳)	未就学児	①	人			
	市内の小学生	②	人	市外の小学生	⑩	人
	市内の中学生	③	人	市外の中学生	⑪	人
	障がい者	④	人			
	65歳以上の市民	⑤	人			
	市内の留学生	⑥	人			
	②~⑥に必要な介護者	⑦	人			
	高校生	⑧	人			
	一般	⑨	人			

※この表における「市内」とは、弘前市在住、または弘前市にある小学校、中学校、高校、大学等に在学している方をいいます。

..... 以下、中央公民館使用欄 .....

館 長	館長補佐	係 長	係

観 覧 料	⑧ + ⑩ + ⑪	⑨	合 計
	小中高 @120× 人	一 般 @250× 人	人
	円	円	円
免除規定	弘前市立公民館条例 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号適用 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号適用 <input type="checkbox"/> 第12条第2項第（ 1 / 2 / 3 / 4 / 5 / 6 / 7 / 8 ）号適用		

## 弘前市立公民館条例（観覧料関連規定抜粋）

平成 18 年 2 月 27 日弘前市条例第 193 号

（使用料等）

- 第 11 条 使用者又はプラネタリウムを観覧しようとするものは、別表に定める使用料又は観覧料を納付しなければならない。
- 前項に定めるもののほか、附属設備等を使用する場合には、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。
  - 前 2 項の使用料又は観覧料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
  - 第 1 項及び第 2 項の規定により納付した使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
  - 前項ただし書の規定により使用料及び観覧料の還付を受けようとするものは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用料等の免除）

- 第 12 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料又は観覧料を徴収しないことができる。
- 委員会が主催する行事等に係る使用又は観覧であるとき。
  - 市内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校をいう。）又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定める認定こども園をいう。）若しくは保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める保育所をいう。）が教育目的のために使用し、又は観覧するとき。
  - ～(4)（略）

- 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる者がプラネタリウムを観覧するときは、観覧料は無料とする。
- 満 65 歳以上の者のうち市内に住所を有するもの
  - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - 市内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援その他規則で定めるサービスを利用する者（前号に該当する者を除く。）
  - 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）に在籍する児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に在籍する生徒のうち市内に住所を有するもの
  - 市内に存する小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒（前号に該当する者を除く。）
  - 大学又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）（次号において「大学等」という。）に在籍する外国人留学生のうち市内に居住するもの
  - 市内に存する大学等に在籍する外国人留学生（前号に該当する者を除く。）
  - 前各号に該当する者のうち介護者が必要なものにあつてはその介護者

別表（第 11 条第 1 項関係）

### 3 プラネタリウム観覧料

区分	金額
一般	1 人 1 回につき 250 円
小学校児童又は中学校生徒若しくは高等学校生徒	1 人 1 回につき 120 円

## 弘前市立公民館管理運営規則（観覧料関連規定抜粋）

平成 18 年 2 月 27 日弘前市教育委員会規則第 29 号

（規則で定めるサービス）

- 第 17 条 条例第 12 条第 2 項第 3 号の規則で定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援、同条第 14 項に規定する就労継続支援、同条第 17 項に規定する共同生活援助及び同法第 77 条第 3 項に規定する事業のうち福祉ホームにおいて日常生活に必要な便宜を供与する事業並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 4 項に規定する放課後等デイサービス及び同法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援とする。